

答申info vol.8

令和2年1月24日成立 答申速報
(3月5日までJ・NETポータルに掲載)

せつぶんに
かいせつぶんを
よく読んで
あすに向かって
豆をまくべし。



答申番号 (令和元年度)	事案	論点
(最情) 答申第72号	合議事件を取り扱う支部を検討した際に作成した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第73号	下級裁判所の所持品検査の実施状況を取りまとめた文書の一部開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(最情) 答申第74号	特定のSNSアカウントに関する文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(最情) 答申第75号	司法修習生考試担当者に対する職務内容の説明資料の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第76号	報道機関からの事実関係の問合せへの応答に係る文書の一部開示の判断	不開示情報該当性（法5⑥）
(最情) 答申第77号	司法修習生の組の数等を決定した際の文書の開示判断（文書の特定）	文書の特定
(最情) 答申第78号 (情) 答申第23号	特定の裁判所の特定の場所付近のビデオの不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(最情) 答申第79号	最高裁判所表彰規程に基づく被表彰者の名簿の一部開示の判断	不開示情報該当性（法5①）
(情) 答申第24号	特定の裁判官を厳重注意処分とした際に作成した文書の一部開示の判断（文書の特定）	文書の特定 不開示情報該当性（法5①, ⑥）
(情) 答申第25号	開廷情報に関する文書等の一部開示の判断	不開示情報該当性（法5①, ②イ, ⑥）
(情) 答申第26~28号	特定の裁判官の言動に関して作成し、又は取得した文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(個) 答申第5号	特定の事件に係る文書等に記録された保有個人情報の不開示判断	本人確認の有無
(個) 答申第6号	特定の申立てに関する文書に記録された保有個人情報の一部開示の判断（文書の特定）	文書の特定

情報公開わかるかも学校⑧ ~書籍と司法行政文書の巻~



司法行政事務で使用するために持っている書籍とかって色々あるよね。そういうものも、司法行政文書として、開示手続の対象になるのかなあ？

かも太郎



販売されている書籍は、一般の人でも簡単に入手したり利用できるから、情報公開手続によって開示する必要はないような気がするかも？教えてください、おしどり先生！

かも吉

情報公開法は、情報公開の対象となる「行政文書」から、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を除外しているね（法2条2項ただし書1号）。裁判所の保有する司法行政文書についても、同様に、開示手続の対象から除外されると考えられているよ。

なお、過去の答申において、法2条2項ただし書1号に規定する文書であるかが問題となったものがあるよ（平成28年度（最情）答申第40号）。この答申では、「司法大観」が対象になったんだけど、「最終的には代表理事の判断であるが、行政官庁であっても、本省以外の地方支分部局等からの購入申込みは断っているし、弁護士個人からの購入申込みに対してても、販売はしていない」ため、「不特定多数の者に販売することを目的としているものとはいえない」として、「法2条2項ただし書1号に規定する文書は開示手続の対象となる司法行政文書にあたらないとしても、『司法大観』については、司法行政文書として開示手続の対象とすべき」と判断したんだ。

書籍であっても、上述した答申で述べているとおり、司法行政文書にあたる場合があるから、注意してね！

日直
かも太郎

おしどり先生

答申 info vol.9

令和2年7月1日成立 答申速報
(J・NETポータルに答申ナビ掲載)ちゃんとマスクしてる?
マスクもれないかい?

とうしん君



答申番号 (令和2年度)	事案	論点
(最情) 答申第1号	検察教官の司法修習生に対する検事の採用に係る指導内容が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(最情) 答申第2号	裁判教官の司法修習生に対する判事補の採用に係る指導内容が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(最情) 答申第3号	最高裁判所事務総長の談話が記載された文書の不開示判断（開示対象外）に関する件	手続対象外
(最情) 答申第4号	最高裁判所の裁判官が出勤していた日が分かる全ての文書等の不開示判断（不存在）に関する件	文書の存否
(最個) 答申第1号	特定の事件について実際に審議が行われたことを証明できる原始資料に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）に関する件	手続対象外 (司法行政文書該当性)
(最個) 答申第2号	特定の事件について実際に審議が行われたことを証明できる原始資料に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）に関する件	手続対象外 (司法行政文書該当性)

情報公開わかるかも学校⑨～法2条2項ただし書1号の巻～



かも吉

ようやく学校も再開できて嬉しいね、かも太郎くん。前回は書籍と司法行政文書との関係について教えてもらったけど、覚えてる?



かも太郎

もちろん覚えてるよ～。あっ！今回の速報の中にも法2条2項ただし書1号の話がでている答申があるよね。「裁判所時報」も書籍にあたるんだカモ。

令和2年度（最情）答申第3号では、法2条2項ただし書1号の趣旨は「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるなど一般に容易に入手、利用が可能なものは、開示請求制度の対象とする必要がなく、対象とした場合には図書館代わりの利用等制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、行政機関の事務負担の面からも問題が生じるおそれがあることから、このような文書を行政文書の定義から除外したものである」と解され、「同号に関する上記の趣旨は司法行政文書の開示手続においても同様に妥当するものであり、法における情報公開制度と別異に取り扱う合理性はないと考えられる。」と説明しているよ。

そして、この答申では、「裁判所時報」は法曹会から市販されていることから、「法2条2項ただし書1号に規定する「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に相当する」と認められ、「開示手続の対象とならない。」と判断しているね。

日直
かも吉

おしどり先生

答申info vol.10

令和2年7月21日成立 答申速報
(J・NETポータルに答申ナビ掲載)

情報公開法5条6号により
存否応答拒否とした判断
や、刑事訴訟法53条の2
により手続対象外とした判
断を認めた答申もあるんだ
な。



とうしん君

答申番号 (令和2年度)	事案	論点
(最情) 答申第5号	裁判所法における警察官の派出要求についての一部開示の判断	不開示情報該当性 (法5⑥)
(最情) 答申第6号	新任判事補の性別が分かる文書の不開示判断（文書の特定）	文書の特定
(最情) 答申第7号	平成30年中に最高裁判所が支払ったNHK受信料が月単位で分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第8号	司法修習生採用希望者に関する欠格事由調査の方法が書いてある文書の不開示判断（存否応答拒否）	存否応答拒否の可否
(最情) 答申第9, 10号	平成30年度予算書における地方・家庭裁判所の事務局長（首席家裁調査官）の級及び人数が分かる文書の不開示判断	不開示情報該当性 (法5⑥二)
(情) 答申第1号	特定の期間の書類の配達状況が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第2号	特定人に対する退去命令について記録した文書等の一部開示等の判断	文書の存否 不開示情報該当性 (法5①, ⑥)
(情) 答申第3号	新庁舎落成記念特集号の一部開示の判断	不開示情報該当性 (法5①, ⑥)
(情) 答申第4号	裁判所での決定謄本の受け取りを拒絶する根拠等の不開示判断	文書の存否 手続対象外 (司法行政文書該当性)
(情) 答申第5号	特定月に実施された勾留理由開示に関して、特定の裁判所事務局が作成し、又は取得した文書の一部開示の判断	不開示情報該当性 (法5①, ④, ⑥) 手續対象外 (司法行政文書該当性)
(情) 答申第6号	忌避の申出を判断する裁判官を忌避することができない法的根拠等の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最個) 答申第3号	特定日時に最高裁判所に電話相談した内容に係る保有個人情報の不開示判断（不存在等）	文書の存否
(個) 答申第1号	特定の裁判所が申出人に郵送した郵便物等に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）	文書の存否

情報公開わかるかも学校⑩～広報誌と公表情報の巻～



かも太郎

ねえおしどり先生、今回の答申速報の中に「新庁舎落成記念特集号」の話があるね。広報誌って、みんなに公表された情報として、全て開示するのかなあ？僕分からないカモ。

令和2年度(情)答申第3号の答申を見てみよう。「本件対象文書は、その作成当時どのように配布等されたかが不明であることなどから、過去に公表されたものであるかどうかが明らかでない」との最高裁の説明に対し、「刊行から既に30年以上経過していることを踏まえれば、過去に公表されたものであるかどうかが明らかでないとの上記説明も容認することができ、本件対象文書が広報誌としての性格を有しているからといって、直ちにその記載に不開示情報が存在しないとはいえない」として、「本件対象文書は広報誌としての性格を有していることからすれば、不開示情報は存在しない」という苦情申出人の主張は採用できないと判断しているよ。



おしどり先生

日直
かも太郎

答申info vol.11

令和2年8月24日成立 答申速報
(J・NETポータルに答申ナビ掲載)

】ネットポータルに掲載した答申ナビはもう使ってみた?使いにくいところがあったら教えてね!



答申番号 (令和2年度)	事案	論点
(最情) 答申第11号	早期退職した裁判官のうち何人が公証人の職に就いているかが分かる文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第12号	公証人の公募前に現職裁判官に公証人ポストをあっせんする際のマニュアルの不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第13号	最高裁判所が法務省から受領した公証人の空きポストが書いてある文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第14号	特定の裁判官の職務と職責の全てに関する文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第15号	特定の裁判官の職位の全てが記載された文書の開示判断(文書の特定等)	開示の実施方法の適否 文書の特定
(情) 答申第7号	特定人の勾留理由開示公判に関して東京地方裁判所が作成し、又は取得した文書の不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否
(情) 答申第8号	特定人の身柄拘束等に関与している裁判官の氏名が分かる文書の不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否
(情) 答申第9号	特定人の身柄拘束等に関与している裁判官の氏名が分かる文書の不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否
(情) 答申第10号	特定の保釈請求等に関与している裁判官の氏名が分かる文書の不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否
(情) 答申第11号	特定人の逮捕状を出した裁判官の氏名が分かる文書の不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否

情報公開わかるかも学校⑪ ~続・裁判の公開と公表慣行の巻~



かも太郎

かも吉くん、わかるかも学校の第6回で学んだ内容を覚えているかい?今回の答申の中にも、参考になりそうなものがあるカモ!



かも吉

たしか、裁判の公開に基づき当事者氏名が明らかにされることがあったとしても、情報公開法における「公領域情報」にはあたらず、事件簿における当事者氏名の記載は不開示情報に相当するってことを学んだ回だったよね。今回は、どの答申がそれに触れているのかなあ?

かも太郎さん、よく覚えていましたね!令和2年度(情)答申第7号を見てみましょう!

この答申は、特定人の勾留理由開示の手続に関して裁判所事務局が作成し、又は取得した文書の開示を求める申出に対し、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定人の勾留理由開示手続に関する事実の有無が公になるとして、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断について、妥当と判断したものです。

委員会の判断では、「勾留理由開示の手続は、公開の法廷で行われるもの」であることを前提にした上で、「裁判の公開は、裁判の公正及び司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき実施されているものであって、その限度において開廷の前後に訴訟関係者に関する情報が明らかにされることがあるとしても、そのことをもって直ちに、同情報が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するものであるとはいえない。」と述べていますね。

裁判の公開と公領域情報の関係は、誤解しやすい箇所の一つです。気を付けましょう!

日直
かも太郎



おしどり先生

答申info vol.12

令和2年9月24日成立 答申速報

(J・NETポータルに答申Navi掲載)

とうしん君

存否応答拒否の種類が
1号、1号後段、6号
とさまざまあるなあ

答申番号 (令和2年度)	事案	論点
(最情) 答申第16号	司法修習生考試事務業務委託に係る契約書の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5②イ、5⑥)
(最情) 答申第17号	民事裁判起案の留意点と題する文書の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5⑥)
(最情) 答申第18号	判事等の現在員を算出した際の文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第19号	精神疾患による休職発令を受けた裁判所職員のうち、復職しないまま退職した人数(復職した人数)	文書の存否
(最情) 答申第20号	が分かる文書の不開示判断(不存在)	
(最情) 答申第21号	最高裁判所が取得した特定の地方裁判所の支部の特定の場所付近のビデオの不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否
(最情) 答申第22号	内閣府賞勲局に対する叙位対象者の推薦手続が書いてある文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第12号	特定の地方裁判所事務局が特定の刑事事件に関して取得した文書の不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否
(情) 答申第13号	特定の地方裁判所長の就任記者会見関係文書の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5⑥)
(情) 答申第14号	特定の事件について逮捕状を出した裁判官の氏名が記載された文書の不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否
(情) 答申第15号	GPS捜査に関して特定の地方裁判所が作成し、又は取得した文書の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第16号	期日指定の際に一方当事者ののみの都合を勘案することが平等権の侵害に該当しないという法的根拠等の不開示判断(不存在)	文書の存否
(情) 答申第17号	民事訴訟法第107条第3項において送付物を書留郵便にて送付する法的根拠等が記載された文書の不開示判断(不存在等)	司法行政文書該当性文書の存否

情報公開わかるかも学校⑫ ~存否応答拒否の巻~



かも太郎

今回成立した答申には「存否応答拒否」が論点となっているものがいくつもあるね。あれ？よく読んでみると、存否応答拒否の理由として「法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになる」としているものがあるかも？



確かにあまり見たことがない理由かも。でも、確かに存否応答拒否の理由は、特に法5条1号に関するものに限られないんですね、おしどり先生。

かも吉

そうだね、かも吉くん。情報公開要綱の記第5では「開示の申出があった司法行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、当該司法行政文書の存否を明らかにしないで開示しないことができる。」としていることから、存否応答拒否の理由は特に法5条1号に関するものに限られてはいないね。

それでは、かも太郎くんが気になった答申を見てみよう。令和2年度(最情)答申第21号では、「本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の裁判所における「防犯カメラの設置の有無及びその場所に係る情報が公になると認められ、この情報が公になると、法5条6号に規定する警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、「本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる」と判断しているよ。

件数としては確かに少ないけれども、6号を理由に存否応答拒否をした答申も今までに出ているよ。J・NETポータルに掲載されている答申Naviで探してみよう。



おしどり先生

答申info vol.13

令和2年10月27日成立 答申速報
(J・NETポータルに答申Navi掲載)

探索範囲の見直しがあった
答申が出てるよ。「探索
範囲」を検索ワードにし
て、各自探してみてね。
お・ね・が・い・デス！



答申番号 (令和2年度)	事案	論点
(最情) 答申第23号 (最情) 答申第26号	司法修習生に支給される旅費（移転給付金）の税務上の取扱いが分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第24号	裁判官の休職手続について書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第25号	裁判官が所持する裁判書の写し等の廃棄に関する申合せの違反事例について作成した文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第27号 (最情) 答申第30号	司法修習生採用選考申込書の特定の項目の記載理由が分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第28号	民事裁判起案の留意点についてどのような説明を行うことになっているかが分かる文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(最情) 答申第29号	最高裁判所判事就任記者会見を実施する際の準備事項等が書いてある文書の不開示判断（不存在）	文書の存否
(情) 答申第18号	特定の裁判官の講演出席に関する文書の一部開示の判断（文書の特定）	文書の特定 不開示情報該当性 (法5①, ⑥)
(情) 答申第19号	特定の高等裁判所長官の就任記者会見関係文書の一部開示の判断	不開示情報該当性 (法5①, ②イ, ⑥)
(情) 答申第20号	訴訟IT化の議論についての対応状況を示す文書の一部開示の判断	不開示情報該当性 (法5①, ⑤, ⑥)
(最個) 答申第4号	申出人が最高裁判所長官に請願書を郵送した時の文書に記録された保有個人情報の一部開示の判断	文書の特定 不開示情報該当性 (法14②, ⑦)
(個) 答申第2号	「裁判所職員の対応に対する苦情申出に関する対応について」と題する文書に記録された保有個人情報の一部開示の判断	不開示情報該当性 (法14⑦)

情報公開わかるかも学校⑯～情報公開法5条5号の巻～



かも太郎

情報公開法5条5号について触れた答申があるね。5号を検討する機会は多くない気がする
んだけど、今回はどういう場合に5号に基づいて不開示となったのか、知りたいカモ。

5条5号は、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ等がある情報について、不開示を認めるものだったよね。



かも吉

令和2年度（情）答申第20号では、開示文書のうち、IT機器を利用して実施した模擬手続の概要や感想をとりまとめた文書について、「上記模擬手続や意見交換の内容等については公開や外部への情報提供を行っていない」こと、「IT機器を使用した民事裁判手続の訴訟運営の在り方等は未だ検討段階にあると推察されること」を踏まえて、公にされた場合には、「今後、上記委員会において各委員が発言を自制するなどして、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ」があり、また、「検討段階の未成熟な情報が公になることにより、国民の間に誤解等を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがある」という内容を認めています。

また、同答申では、他の文書についても、「未成熟な情報であることを踏まえれば」「公になることにより、国民の間に誤解等を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがある」としており、意見を記載したもの以外についても5号の適用を認めています。

あまり目にする不開示情報ではありませんが、協議会などで使用した文書が開示対象となつたときは、当該情報にあたるか否かについても考える必要があります。検討漏れがないようにしましよう。

日直
かも太郎

おしどり先生

答申info vol.14

令和2年11月26日成立 答申速報

存否応答拒否による対応について、付言された答申があるよ。付言の内容に留意して、今後の事務に取り組もう！



とうしん君

答申番号 (令和2年度)	事案	論点
(最情) 答申第31号	弁護士会から取得した懲戒処分についての通知書の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5①, ②イ)
(最情) 答申第32号	退職準備等説明会における配布資料の不開示判断(不存在)	文書の存否
(最情) 答申第33号	海外出張先の状況の概要がわかる文書の不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否
(最情) 答申第34号	最高裁判所の裁判官別進行区分表の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5⑥)
(情) 答申第21号	高等裁判所長官が特定の裁判官に対して行った口頭注意の文言が記載されている文書の一部開示の判断	不開示情報該当性(法5⑤, ⑥ニ)
(情) 答申第22号	特定の裁判官の身分等が記載された文書の一部開示の判断(開示の実施)	開示の実施方法の適否
(情) 答申第23号	特定の裁判官の職能等全てに関する文書の不開示判断(不存在等)	文書の存否 文書の特定
(情) 答申第24号	民事訴訟法192条及び193条に関する文書の一部開示の判断(文書の特定)	文書の存否 文書の特定
(情) 答申第25号	特定の裁判官の身分等全てが記載された文書の一部開示の判断(開示の実施)	開示の実施方法の適否 文書の特定
(情) 答申第26号	特定の事件等を含む特定の個人に係るすべての書類の不開示判断(存否応答拒否)	存否応答拒否の可否

情報公開わかるかも学校⑯ ~存否応答拒否と補正の巻~



かも太郎

開示申出書の記載ぶりによって、存否応答拒否の判断をせざるを得ないものってあるけど、今回の答申の中に、そういう場合の補正について触れているものがあるかも。どういう申出の場合に、どのような補正が必要になるのか、教えてください、おしどり先生！

今回出された答申のうち、令和2年度(最情)答申第33号を詳しくみてみましょう。

本答申は、開示申出の末尾に「(私による御庁に対する特定日付同様の請求分以降の本年度までの分の同様請求)」との文言が付されていることから、「本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定人が最高裁判所に特定日付の開示の申出を行った事実の有無が公になり、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する」として、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断について、判断されたものです。

結論としては原判断を妥当としつつも、上記のような「文言が付されていることから、存否応答拒否の判断をせざるを得なかったものであり、当該文言が削除又は適切に修正されていれば、同判断は回避される余地があったということができる」と述べています。

そして、「結論として不開示の判断は変わらなかったと考えられるが、存否応答拒否を理由とする不開示は司法行政文書の開示の手続において例外的な対応であると解されることも踏まえれば、開示申出人に当該申出の趣旨を確認した上で、過去の開示通知書記載の文書番号等を明示させるなど、申出内容の補正を促す余地があるかを検討することが望ましかった」と付言しています。

補正については、これまで、申出内容が不明確で対象文書が特定できない場合や、保有個人情報開示手続の教示を行う場合において主に行われていましたが、今回の答申で取り上げた申出のように、存否応答拒否の判断を容易に回避できるような申出内容の場合にも、補正を促すか検討することが望ましいとされていますので、注意してください！

日直
かも太郎

おしどり先生

かもミール



存否応答拒否を理由とする不開示は例外的な対応であるという認識を、改めてみんなで共有していきたいですね！